

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 規 則
福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則
- 規 則
福島県議会
政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十四号 政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年福島県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「の株式等」を「の一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「同法第三十七条の十一第一項の上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

土地等の譲渡等に

様式第三号中

係る事業所得及び雑所得	短期譲渡所得	長期譲渡所得	課 税	
			先物取引に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得	上場株式等に係る配当所得

土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得	短期譲渡所得	長期譲渡所得	課 税	
			一般株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得	

--	--	--	--	--	--

--	--	--

に改める。

課 税	
上場株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得	
上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得	
先物取引に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得	

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(文書法務課)

福島県規則第十五号

福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年福島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
第一条の次に次の一条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二 法第十三条第四項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該法人の役員及び職員
二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該法人の他の監事その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- 三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- 四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- 五 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

第二条第二号中「契約」を「競争入札その他契約」に改める。

第三条第一項中「申請書に中期計画を添付して」を「中期計画を記載した申請書に」に、「開始の日」を「開始」に、「成立後最初の」を「最初の事業年度の属する」に改める。

第四条中「の規則」を「に規定する規則」に改め、同条第四号中「前三号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 中期目標の期間を超える債務負担
第六条及び第七条を次のように改める。

（各事業年度に係る業務の実績報告）

第六条 法第七十八条の二第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

（意見の申立ての付与）

第七条 福島県公立大学法人評価委員会（福島県公立大学法人評価委員会条例（平成十七年福島県条例第十七号）第一条に規定する福島県公立大学法人評価委員会をいう。）は、法第七十八条の二第三項の規定により評価を決定しようとするときは、あらかじめ法人に意見の申立ての機会を付与するものとする。

第八条を削る。

第九条中「第一条第三項」を「第三条第三項」に、「第一章第八十五」を「第一章第八十七」に、「同章第八十八」を「同章第九十一」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十条 法第三十四条第二項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務官庁、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 在学する学生の数

オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

キ 非常勤職員の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

第十一条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第十一条の二 法第三十五条第一項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該法人の役員（監事を除く。）及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が公立大学法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示している

と認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き公立大学法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

- 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
- 四 追記情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告
- 六 会計監査報告を作成した日
- 4 前項第四号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 正当な理由による会計方針の変更
 - 二 重要な偶発事象
 - 三 重要な後発事象
- 第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 法第五十六条の二第一号に規定する法人の内部組織として設立団体の規則で定めるものは、理事、監事及び法人が設置する大学とする。

（管理又は監督の地位）

第十二条の三 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として設立団体の規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長、法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（私学・法人課）

福島県議会

福島県議会告示第一号

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月十六日

福島県議会議長 吉田 栄 光

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「の株式等」を「の一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に、「同法第三十七条の十一第一項の上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

様式第三号中

分	離	課	税
土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得	短期譲渡所得	長期譲渡所得	株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得
			上場株式等に係る配当所得
			先物取引に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得

分	離
土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得	短期譲渡所得
	長期譲渡所得
	一般株式等の譲渡

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--

を

に改める。

課 税	
に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得	
上場株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得	
上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得	
先物取引に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得	

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

--	--

(総務課)